

# 今こそ草の根の声で憲法を守ろう

2014年12月の解散総選挙で、安倍首相は「アベノミクス解散」と名づけ、消費税増税先送りの信を問うとした。しかし選挙後、集団的自衛権の行使関連の法整備を1月からの通常国会で「実行する」といい、改憲についても「総裁として努力していく」と述べている。しかし、例えば集団的自衛権一つとっても、総選挙公約に「集団的自衛権」の文言はなく、「切れ目のない安全保障法制を速やかに整備します」といった簡単な記述だけである。また、第3次政権発足後、国民が安倍政権に何を求めるかを調査した世論調査でも、上位を占めるのは経済政策や社会保障である。改憲を優先課題にあげたのは、2つまで回答できる方式の共同通信の調査で5・8%、同じく複数回答の「日経」の調査でも9%で、回答を一つだけ選ぶ「読売」などの調査では項目にもない（いずれも昨年12月26日付）。

このように、改憲や集団的自衛権行使を国民が望んでいるのかのようにいうことは成り立たない。

## 「戦争する国づくり」の具体化……集団的自衛権行使の法整備をどう

安倍政権は、昨年7月に集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行った。政府が「国民の権利が根底から覆される明白な危険」があると判断すれば、他国に対する武力攻撃を「排除」するための武力行使を認める内容で、首相は「あくまで国民を守るための自衛の措置」だと限定的な容認であるかのように説明しているが、歴代政府が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使容認に踏み込む重大な転換そのものである。

元内閣法制局長官や外務・防衛両省元幹部も加わる「国民安保法制懇」は、「他国への武力攻撃によって日本の政治体制が覆る『明白な危険』が現実化する」ことは「ほとんど想定しがたい」と指摘している。一方で「かつての『満蒙（まんもう）は日本の生命線』といった空虚なスローガンと同じ調子で『明白な危険』が生じたと政府が判断し、集団的自衛権の行使が可能になれば、『客観的な歯止め』にはなり得ず、『自衛隊が武力を行使する範囲は、結局、地球の全域にわたることになる』と批判している。日本が「自衛の措置」として海外で武力を行使することは、日本の侵略戦争が「自存自衛」の名で進められたことを想起させる。日本を再び「殺し、殺される」国にしようとする安倍政権の企てを絶対に許してはならない。

そして、1月からの通常国会を、自民党は「安保国会」と位置づけ（谷垣幹事長）、集団的自衛権行使に関する法整備を一括して提出しようとしている。この中で、これまでアフガン戦争やイラク戦争など、そのつど特別措置法で対応してきた自衛隊の海外派兵を、米軍など他国軍の後方支援派兵をいつでも可能にする、

恒久派兵法案提出が検討されていることは重大である。この恒久派兵法案では、国連安保理の決議に基づく活動だけでなく、有志連合の対テロ作戦も対象に想定しており、しかも派兵の国会承認は事後承認とする内容だと報道されている。このほかにも、日米防衛協力の指針改定や「防衛装備移転三原則」に基づく武器輸出なども狙われており、8月には「戦後70年談話」を発表して戦争責任や「慰安婦」問題での歴代政権の認識を骨抜きにしようとしていることも重大である。

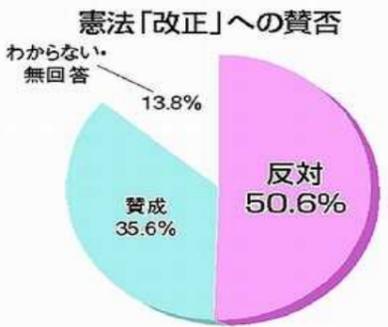
また、沖縄の辺野古への新基地建設では、県知事選挙での建設反対を掲げた翁長氏圧勝や、総選挙での新基地建設反対候補の沖縄県全小選挙区での当選など、基地建設反対の県民の明確な意思が示された。それでも、首相は建設推進の姿勢を変えようとしていない。

このような態度は、安倍政権の暴走以外のなにものでもない。これに対し、総選挙前の10月1日に結成された「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（注参照）は、「2016年7月の参議院選挙で、『憲法改正国民投票』の実現と、過半数の賛成による憲法改正の成立をめざす」と掲げ、改憲をめざす安倍政権を後ろ支えするなど、改憲勢力の側も、国民の世論を誘導しようとする起になっていることは軽視できない。

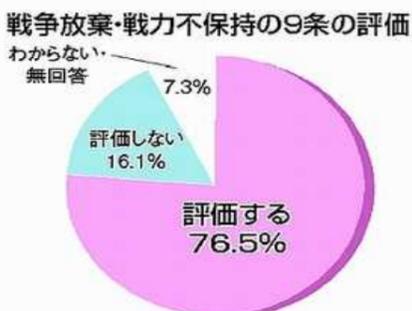
いま、「戦争をする国づくりは許さない」の声を大きく上げるときである。「あいち医師・歯科医師九条の会」は、解釈・明文改憲の危険がかつてなく高まっている状況の今、19回目の「憲法をつどい」を2月28日に開く。多くの医師・歯科医師、市民の方に参加を呼びかけます。

《注》「美しい日本の憲法をつくる国民の会」……日本会議（「新憲法制定」や戦争犯罪人を裁いた東京裁判否定などを掲げる改憲右翼団体）、神道政治連盟（天皇中心の「建国の精神」に立った国をめぐす改憲右翼組織）、みんなで靖国神社に参拝する議員の会等で構成。憲法「改正」の地方議会決議の推進、全県に「県民の会」をつくるなど、「九条の会」を強く意識した改憲の側から「草の根」の運動をよびかけている。

# 「戦争をする国」づくりが本格化 集団的自衛権行使の法案提出は許されない



(共同通信、昨年12月15、16日調査)



(NHK「平和観についての世論調査2014」同年7月実施から)

**「あいち医師・歯科医師九条の会」憲法をつどい**  
 ◆テーマ:「どうなる憲法、どうする憲法 ~戦争する国にさせないために」  
 ◆とき:2月28日(土)午後3-5時  
 ◆講師:川口創氏  
 (イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長、国民安保法制懇事務局長)  
 ◆ところ:保険医協会伏見会議室  
 (名古屋市中区錦 1-13-26、名古屋伏見スクエアビル9階、電話 052-223-0415)  
 ◆会費:医師 1,000円、一般市民 500円

昨年末の総選挙の結果、安倍首相は改憲に着手する意向を示しました。1月末からの通常国会で、集団的自衛権行使を具体化する法整備も狙われています。川口弁護士から、「イラク派兵は違憲」の判決を引き出した訴訟の経験や、国民安保法制懇での活動も交えて講演いただきます。

問合せ・連絡先:「あいち医師・歯科医師九条の会」事務局……愛知県保険医協会 052-832-1346

# 憲法の先進的な価値を選び直そう

## 医師九条の会がついで

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、第十八回の憲法のつどいを九月二十七日、保険医協会伏見会議室で開催、医師や市民ら四十五人が参加した。

はじめに、山内一征代表世話人が挨拶し、安倍政権の集団的自衛権行使容認の閣議決定で日本が再び戦争をする国に転換する危機感からか、「九条の会」アピール賛同がこの一月で百三十二人増えて千二百二十六人になったことが報告された。

講師には、長峯信彦氏（愛知大学法学部教授）を迎え「今、憲法を守ることの歴史的意義と使命、改憲論のトリックと未来への責任」と題して講演を受けた。

長峯氏は、改憲派が「今の憲法は押しつければだめ」と批判するが、「国民主権」をはじめ社会権など人権条項の多くや象徴天皇制などは日本の国会審議や憲法学者らの発案が反映した事実を紹介した。

また、安倍政権が集団的自衛権行使の容認を閣議決定したことは、憲法尊重擁護義務（憲法九十九条）違反ばかりか、国会で何度も確認された国家としての憲法解釈を一内閣の閣議決定で覆したことになり、憲法違反そのもので立憲主義の崩壊を意味すると厳しく批判した。



長峯氏(上)、塚田氏(下)

## 「九条を守り、生かそう」「集団的自衛権行使決定撤回」を

### 「九条の会 請願署名」にご協力ください

日本を海外で戦争をする国にしてしまう集団的自衛権行使の具体化が、2015年1月からの通常国会で日程に上っています。

国民は、集団的自衛権行使容認に「反対」60%（「賛成」31%）（共同通信世論調査、8月3日）など、「反対」が多数派です。弁護士会も全国全ての弁護士会が閣議決定撤回を求めています。

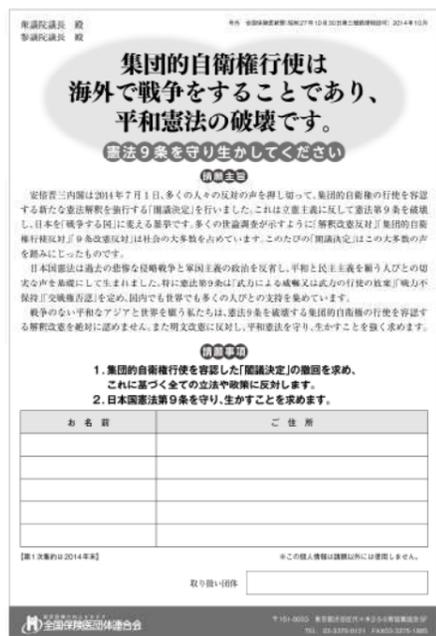
医療従事者は、すでに武力攻撃事態法や自衛隊法などの有事法制で、強制的に動員させられる仕組みのもとに置かれていますが、集団的自衛権行使の法体系ができると、実際に白衣の戦争犠牲者を生み出すことにつながりかねません。

「憲法九条を守り、活かそう」「閣議決定は撤回し、今後進める予定の関連法整備を行わないこと」……今こそ、この声を大きく声を上げるときです。保険医協会と「あいち医師・歯科医師九条の会」は、大江健三郎氏・故加藤周一氏らが結成した「九条の会」の請願署名に取り組みます。ご協力をお願いいたします。

- 署名要領(5人連記署名用紙3枚を同封しています)
  - ①先生とご家族・従業員等をはじめ、患者さんにも協力していただき署名をひろげてください。全部埋まらなくても結構です。
  - ②住所が同じ場合は、“同上”でも結構です。未成年の方の署名も有効です。
- 返送方法 … 同封の返信用封筒(切手不要)をご利用ください。
- 締め切り … 3月末日(1月からの通常国会に提出します)

<連絡先> 署名に関する質問、署名用紙の追加注文(送料とも無料)などは、下記までお願いします。

保険医協会・署名係 名古屋市昭和区妙見町19-2 TEL 052-832-1346



## 「九条の会」アピール賛同 1,229 人に新たに 148 人増

2014年7月の集団的自衛権行使容認閣議決定を受けて、愛知県保険医協会が医師・歯科医師の中で「九条を守ろう」の声を積み上げようとよびかけを行ったところ、新たに148人から賛同が寄せられ、すでに賛同をいただいた1,081人と合わせて1,229人の賛同になりました。

「あいち医師・歯科医師九条の会」はこの賛同者で構成しています。

今後とも九条を守る取り組みにご協力をお願い致します。

そして、「人権」「民主主義」は、今や世界共通の価値理念だが、日本国憲法はこれを七十年前に取り入れ、さらに侵略戦争禁止に留まらず、「平和的生存権」まで明記して徹底的な平和主義を掲げている点で世界でも先進的な価値原理を有していると述べた。

空気が水のような存在になっっている憲法だが、改憲派は「新しい人権」「自衛隊の明記」などにこだわり続けている。これに対し、私たちは戦争や原発、TPPなどの本質を直視し、真に人類にとって必要な価値は何か、未来に向けた責任ある選択は何かを選び直すことが必要だと結んだ。

今回のつどいでは、愛知大学法学部学生 塚田薫氏も講演した。塚田氏は『日本国憲法を口語訳してみたら』（幻冬舎刊）の著者。憲法原文の「日本国民は」を「俺たちは」と訳しているが、一人称の「俺」には人それぞれに違う視点が存在し、「国民」はその集合体という見方をすれば、一人一人の日常の中で憲法に向き合えるのではと述べた。